



山形県公報

平成26年3月11日(火)
第2527号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……205
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……206
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……207
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……208
- 基本測量の終了の通知……………(農村整備課) ……210
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……211
- 同……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

## 告 示

### 山形県告示第198号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 米沢市大荒沢水源地下水資源保全地域  
(2) 区 域 米沢市大字入田沢字大荒沢1627番2から1627番6まで、1627番10、1627番227の一部、1627番228の一部、1627番229の一部、1627番230から1627番237まで、1627番238の一部、1627番239の一部、1627番240、1627番241の一部、1627番244の一部及び1627番256から1627番259まで並びに同市513林班ろ小班、514林班、515林班及び519林班い小班
- 2 (1) 名 称 米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域  
(2) 区 域 米沢市412林班から426林班まで
- 3 (1) 名 称 南陽市小滝地区水資源保全地域  
(2) 区 域 南陽市110林班は小班からほ小班まで、111林班から124林班まで及び155林班
- 4 (1) 名 称 庄内町立谷沢川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 東田川郡庄内町大字狩川字座頭塚1番地37、10番地1、10番地3から10番地5まで、10番地

7、10番地8、10番地10から10番地26まで、10番地32から10番地34まで、10番地38、10番地40、10番地42、10番地44、10番地45及び17番地2並びに大字三ヶ沢字若狭森1番地98、1番地99、1番地101から1番地106まで、1番地280から1番地282まで、1番地284から1番地288まで、1番地290、1番地292から1番地298まで、1番地301、1番地303から1番地306まで、1番地344、1番地351、1番地353、1番地355、1番地365、1番地369、1番地392及び1番地393並びに同町1林班から38林班まで、46林班、49林班から51林班まで、61林班、63林班及び76林班から78林班まで

- 5 (1) 名称 遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域  
(2) 区域 飽海郡遊佐町67林班に小班からへ小班まで

#### 山形県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日       |
|-------------|-----------------|-------------|
| 桜 ク リ ニ ッ ク | 最上郡金山町大字金山328番地 | 平成25. 12. 1 |

#### 山形県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日        |
|---------------|------------|--------------|
| 豊 浦 ク リ ニ ッ ク | 鶴岡市三瀬戊87番地 | 平成25. 12. 31 |

#### 山形県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
エ・アロール ベーシック  
山形市八日町一丁目3番60号  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称 |              | 変更年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 変更前       | 変更後          |            |
| エ・アロール    | エ・アロール ベーシック | 平成22. 4. 1 |

| 指定介護機関の所在地        |                | 変更年月日       |
|-------------------|----------------|-------------|
| 変更前               | 変更後            |             |
| 山形市緑町二丁目2番40-102号 | 山形市八日町一丁目3番60号 | 平成23. 12. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアセンターなごみ  
米沢市堀川町4番31号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |             | 変更年月日      |
|--------------|-------------|------------|
| 変更前          | 変更後         |            |
| 米沢市泉町二丁目1番6号 | 米沢市堀川町4番31号 | 平成26. 1. 1 |

## 山形県告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                           | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社すまいるはーと<br>東置賜郡高畠町大字馬頭1035番地 | 指定居宅介護事業所すまいるはーと<br>東置賜郡高畠町大字馬頭1035番地 | 居 宅 介 護     | 平成26. 3. 1 |
| 株式会社すまいるはーと<br>東置賜郡高畠町大字馬頭1035番地 | 指定居宅介護事業所すまいるはーと<br>東置賜郡高畠町大字馬頭1035番地 | 同 行 援 護     | 同          |

## 山形県告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|----------------------------------------|-----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人やすらぎの<br>会<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 一体型指定共同生活介護事業所やす<br>らぎ<br>鶴岡市西新斎町21番8号 | 共同生活介護          | 平成26. 2. 25 |

## 山形県告示第204号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成26年2月18日次のとおり通知があった。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

## 2 期 間

平成26年3月12日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

同

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鏡31番地3

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）

鶴岡市民田字代家田100番1号

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）

同

社会福祉法人山形虹の会

介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）

同

社会福祉法人山形虹の会

デイサービスかけはし

同

社会福祉法人山形虹の会

|                           |   |               |
|---------------------------|---|---------------|
| グループホームかけはし               | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |               |
| 山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |               |
| ショートステイかけはし               | 同 |               |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |               |
| 特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 民田字代家田99番1号   |
| 社会福祉法人山形虹の会               |   |               |
| ショートステイかけはし2号館            | 同 |               |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| 訪問看護ステーションかがやき            |   | 酒田市中町三丁目3番18号 |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| 認知症対応型通所介護施設「楽楽」          | 同 |               |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| のぞみ診療所                    | 同 | 中町三丁目4番12号    |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| 本間病院                      | 同 | 中町三丁目5番23号    |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| 本間病院居宅介護支援事業所             | 同 |               |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| 介護老人保健施設ひだまり              | 同 |               |
| 医療法人健友会                   |   |               |
| 酒田市地域包括支援センターなかまち         | 同 |               |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構       |   |               |
| 日本海総合病院                   | 同 | あきほ町30番地      |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構       |   |               |
| 日本海総合病院酒田医療センター           | 同 | 千石町二丁目3番20号   |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会             |   |               |
| 山形済生病院                    |   | 山形市沖町79番地1    |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院            |   |               |
| 小白川至誠堂病院                  | 同 | 東原町一丁目12番26号  |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 至誠堂総合病院                   | 同 | 桜町7番44号       |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス         | 同 | 旅籠町一丁目7番23号   |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 至誠堂ホームヘルパーステーション          | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 至誠堂ケアプランセンターみらい           | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| わかばクリニック                  | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 地域包括支援センターかがやき            | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 介護療養型老人保健施設木の実            | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち | 同 |               |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |
| 至誠堂とかみクリニック               | 同 | 富神前48番5号      |
| 医療法人社団松柏会                 |   |               |

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 至誠堂総合病院附属中山診療所 | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会      |                    |
| 篠田総合病院         | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会      |                    |
| 千歳篠田病院         | 同 長町二丁目10番56号      |
| 医療法人篠田好生会      |                    |
| 天童温泉篠田病院       | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会     |                    |
| 山形さくら町病院       | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会     |                    |
| 上山病院           | 上山市金谷字下河原1370番地    |

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月11日

山形県知事 吉村美栄子

1 基本測量を実施した地域

- 山形市
- 長井市
- 西置賜郡白鷹町

2 基本測量を実施した期間

平成25年7月4日から平成26年2月10日まで

3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

山形県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成26年3月11日

山形県知事 吉村美栄子

1 道路の種類 県道

2 路線名 梳代鶴岡線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|----------------|---|------|----------|-----------|
| 鶴岡市宝田二丁目3番39から |   | 旧    | 16.0メートル | 20メートル    |
| 同 3番38まで       |   |      | 16.0     |           |
| 鶴岡市宝田二丁目3番39から |   | 新    | 71.2メートル | 2,553メートル |
| 同 本田字割田155番まで  |   |      | 14.6     |           |

山形県告示第207号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月11日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
新庄市大字昭和から最上郡金山町大字飛ノ森地域（新庄金山地区）  
最上郡最上町大字塚田から新庄市大字鳥越地域（最上東部地区）
- 2 公共測量を実施した期間  
平成25年8月3日から平成26年1月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量、MMS計測、簡易水準測量、数値図化）

#### 山形県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上市市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上市市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
山形広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月11日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,956人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,470人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名            | 3分の1の数  | 選挙区名                | 3分の1の数  | 選挙区名    | 3分の1の数  |
|-----------------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| 山 形 市           | 68,324人 | 村 山 市               | 7,344人  | 西 村 山 郡 | 11,913人 |
| 米 沢 市           | 23,316人 | 長 井 市               | 7,846人  | 最 上 郡   | 12,349人 |
| 鶴 岡 市           | 36,981人 | 天 童 市               | 16,888人 | 東 置 賜 郡 | 11,459人 |
| 酒 田 市・<br>飽 海 郡 | 34,641人 | 東 根 市               | 12,750人 | 西 置 賜 郡 | 8,738人  |
| 新 庄 市           | 10,267人 | 尾 花 沢 市・<br>北 村 山 郡 | 7,332人  | 東 田 川 郡 | 8,363人  |
| 寒 河 江 市         | 11,534人 | 南 陽 市               | 9,172人  |         |         |
| 上 山 市           | 9,222人  | 東 村 山 郡             | 7,485人  |         |         |